



岡山市広報連絡資料＜市長記者会見資料＞

令和8年8月25日

令和8年9月定例岡山市議会提出の 主な議案（予算を除く。）について

1 内 容

- ・ 岡山市宿泊税条例の制定について

【問い合わせ先】

岡山市 総務法制企画課 藤本・小林 直通086-803-1081 内線4450

担当課名	税制課	観光振興課
担当者名	課長 大月 課長補佐 西井	課長 新居田 課長補佐 田中
連絡先	803-1166 内線 4245	803-1332 内線 4530

岡山市宿泊税条例の制定について
(甲第145号議案)

1 目的

持続可能な観光の実現に向けて、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境整備の充実その他の観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

2 課税要件

項 目	要件
課税客体等	【課税客体】:市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) 【課税標準】:上記施設への宿泊数 【納税義務者】:上記施設への宿泊者
税率(税額)	【税率区分】:定額制 【税額】:200円(一律)
免税点・課税免除	設けない。
徴収方法	宿泊事業者が宿泊者から税を徴収し、毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入する。一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納入が可能(特別徴収)
課税期間 (見直し期間)	初回の見直しは施行後3年で実施。その後は5年ごとに見直す。

3 施行日(課税開始日)

令和9年度中ごろを見込む。ただし、条例の一部は公布の日から施行する。

岡山市宿泊税条例の制定について

課税要件

課税客体 市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為
・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所
・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)

税率(税額) 1人1泊につき200円 (一律)

免税点・課税免除 設けない。

徴収方法 宿泊事業者が宿泊者から税を徴収し、原則月1回申告納入する。(特別徴収)

施行日(課税開始日)

令和9年度中ごろを見込む。ただし、条例の一部は公布の日から施行する。

使途の方針

「岡山市観光・MICEアクションプラン」に基づき、5つの観光課題解決に資する施策に充当

使途のイメージ

課題	①認知度の低さ	②通過型観光	③高付加価値化	④人材不足	⑤年間観光客の平準化
施策例	・地域資源(観光地、食、イベント)の魅力向上 ・効果的なプロモーション戦略	・交通利便性の発信 ・ナイトタイムエコノミーの推進 ・外国人向け宿泊助成 ・観光地の魅力向上づくり	・観光資源の磨き上げ ・観光ボランティアの連携 ・体験型観光コンテンツの造成 ・受入環境整備	・宿泊業におけるデジタル化の推進や外国人材の受入促進 ・郷土芸能の担い手育成	・冬季イベントの充実 ・MICEの推進 ・海外への効果的なプロモーション